

# 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人に対して課税される税です。

## ■ 固定資産とは

土地・家屋・償却資産を総称したもの

土地	田、畑、宅地、山林、雑種地などの土地
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地・家屋以外の事業の用に供する資産で、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品など

## ■ 固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有する方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

(注) 売買などによって固定資産の実際の所有者が新所有者に変わっていても、1月1日現在、登記簿などの名義変更が完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

(注) 所有者として登記（登録）されている方が1月1日前に死亡している場合等は、1月1日現在に、その土地や家屋を現に所有している方（相続人等）が納税義務者となります。

## ■ 償却資産の申告制度

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、毎年1月31日までに市に申告しなければなりません。

償却資産は、取得価格を基礎として、耐用年数と取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価をしていくため、毎年価格が変わります。

## ■ 税額の算出方法

1. 国が定めた「固定資産評価基準」を基に固定資産を評価し、その価格を決定します。

↓

2. 決定した価格（評価額）をもとに課税標準額を算出します。

※課税標準額とは、税額計算の基礎になる額のことです。原則として固定資産の価格が課税標準額となります。ただし、土地については、負担調整措置などにより、価格と異なる場合があります。

↓

3. 税額の計算をします。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

## ■ 免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円